

一般社団法人 日本作業療法士協会  
役員報酬等に関する規程

平成 24 年 2 月 18 日  
平成 26 年 5 月 31 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会定款第 30 条（役員の報酬等）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 この法人の非常勤の理事及び監事は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

2 この法人の常勤の理事は、別表に示す支給基準を上限とする額を報酬等として受けることができる。

(報酬額の決定)

第 3 条 理事会は、社員総会において承認された役員報酬の総額の範囲内で、常勤の理事に支給する報酬額を、その役職と勤務形態に応じて決定する。

(報酬の支給)

第 4 条 役員報酬は、理事会で決定された報酬額の 12 分の 1 を毎月 25 日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合はその前日）に支給する。

2 月の途中で常勤の理事に就任もしくは退任した場合は、日割り計算により算出して得た額とする。

3 役員報酬は、受給者の申し出により辞退することができる。

(規程の変更)

第 5 条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 31 日一部改正し、同日より施行する。

別表（第 2 条第 2 項関係）

常勤の理事の報酬等の支給基準

| 役職名              | 支給額の上限（年俸） |
|------------------|------------|
| 会長（代表理事）         | 1,400      |
| 副会長、常務理事（業務執行理事） | 1,200      |
| 理 事              | 1,000      |

（単位：万円）